

「串間市コミュニティバス」  
指定管理者募集要項

串 間 市

# 「串間市コミュニティバス」指定管理者募集要項

## 目 次

1	串間市コミュニティバスの概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う運行管理の基準等	2
5	串間市コミュニティバスの利用料金の収受について	2
6	運行管理に関する経費等について	2～3
7	指定管理者公募に関する事項	3
8	応募に必要な資格条件等	4～5
9	申請の手続き	5
10	申請書類の受付	6
11	申請における留意事項	6～7
12	指定管理者候補者の審査・選定等	7～9
13	指定管理者との協定の締結	9
14	事業の継続が困難となった場合における措置	9～10
15	その他管理運営にあたっての留意事項	10
16	業務の引き継ぎ	10
17	スケジュール	10
18	添付資料・様式	11
19	問い合わせ及び申請書類提出先	11

## 「串間市コミュニティバス」指定管理者募集要項

串間市コミュニティバス条例（平成20年串間市条例第6号）第11条の規定に基づき、串間市コミュニティバスを効率的・効果的に運行管理するため、次のとおり指定管理者を公募します。

### 1. 串間市コミュニティバスの概要

(1) 名 称 串間市コミュニティバス（愛称：よかバス）

(2) 事業開始時期 令和7年4月1日（火）

(3) 車 両 概 要

#### タイプ1

① 車両及び型式	日野ポンチョ
② 車両定員	31名
③ 種別	自家用乗合
④ 初登録年月日	H20.9.10
⑤ 台数	1台

#### タイプ2

① 車両及び型式	トヨタハイエース コミュータ
② 車両定員	14～15名
③ 種別	自家用乗合
④ 初登録年月日	H23.9.8 1台、R2.12.8 2台
⑤ 台数	3台

#### タイプ3

⑥ 車両及び型式	トヨタノア ウェルジョイン
⑦ 車両定員	7名
⑧ 種別	自家用乗用
⑨ 初登録年月日	R3.3.11 1台、R3.3.12 1台
⑩ 台数	2台

### 2. 指定管理者が行う業務の範囲

串間市コミュニティバスにおける指定管理者の業務の範囲は次に掲げるとおりです。

- (1) 串間市コミュニティバスの運行及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 串間市コミュニティバスの利用促進に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか串間市コミュニティバスの運行管理において市長が必要と認める業務

### 3. 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（期間：3年間）

ただし、市は、串間市コミュニティバスの運行管理の適正を期するための指示に指定管理者が従わなかったとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて運行管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

#### 4. 指定管理者が行う運行管理の基準等

##### (1) 基本的事項

串間市コミュニティバスは、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって市民福祉の向上を目的とするとともに、地域の活性化を促進するための機能を担っています。

指定管理者は、別添1「串間市コミュニティバス運行管理基準」及び、別添2「串間市コミュニティバス運行管理業務仕様書」に則って運行管理を行ってください。

##### (2) 運行時刻

別添1「串間市コミュニティバス運行管理基準」別表2のとおりとします。

##### (3) 運休日

都井岬線を除く全路線が、毎年12月29日から1月3日までの6日間を運休とします。

##### (4) 運行時刻及び運休日の変更について

指定管理者が必要と認めるときで、かつ指定管理者があらかじめ市長の承認を得たときは、運行時刻及び運休日を変更することができるものとします。

##### (5) 法令等の遵守

串間市コミュニティバスの管理運営業務を行うにあたっては、次の各号に掲げる法令等その他串間市コミュニティバスの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。なお、本手続き期間中に改正があった場合は、改正された内容を適用します。

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）及び同施行規則（昭和22年省令第29号）ほか行政関係法令
- ②道路運送法（昭和26年法律第183号）、同施行令（昭和26年政令第250号）及び同施行規則（昭和26年省令第75号）ほか道路運送関係法令
- ③串間市コミュニティバス条例（平成20年条例第6号）及び同施行規則（平成20年規則第5号）
- ④串間市個人情報保護条例（平成16年条例第19号）
- ⑤その他管理運営に適用される法令等

#### 5. 串間市コミュニティバスの利用料金の収受について

##### (1) 利用料金を収受する者

串間市コミュニティバスの利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とします。

##### (2) 利用料金の額

利用料金の額は、串間市コミュニティバス条例第7条第2項の規定に基づき、第7条別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

##### (3) 利用料金等の収入が運行経費を超えた場合の取り扱い

既定の指定管理料に利用料金収入を加算した額が運行経費を上回った場合には、原則指定管理者の収入となりますが、上回った金額の一定割合の金額を市に支払うことができることから、申請者は、申請時に市に支払う割合を提示するものとします。

#### 6. 運行管理に関する経費等について

##### (1) 指定管理料の支払い

串間市コミュニティバスの運行管理に要する経費として市が負担する指定管理料は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者が提案して決定した金額をお支払いいたします。

なお、基準価格を超える提案があった場合は、失格となりますので、ご注意ください。

年 度	指定管理料上限	摘 要
基準価格	107,344,000 円	消費税及び地方消費税を含む：3年間
内訳（令和7年度）	35,694,000 円	令和7年4月1日～令和8年3月31日
（令和8年度）	35,956,000 円	令和8年4月1日～令和9年3月31日
（令和9年度）	35,694,000 円	令和9年4月1日～令和10年3月31日

①各年度にお支払いする指定管理料は、年間運行経費から年間利用料金(運賃収入)及び広告収入等を差し引いた金額となっています。

②年間運行経費は、人件費、燃料・油脂費、保険料(任意、自賠責)、公租公課費、車両点検・修繕維持費、諸経費、一般管理費及び消費税(地方消費税含む。)で構成されています。

③なお、指定管理料については、毎年度ごとに「年度協定書」において定めるものとします。

## (2) 指定管理料の見直し及び支払限度額

指定管理料については、運行開始後のダイヤ改正等に伴う業務量(運行距離や業務時間等)の増減が生じた場合に、当該業務量の変動に相当する指定管理料に見直すものとし、原則それ以外の場合に指定管理料の不足が生じて、市は指定管理料の追加支払いはいたしません。

## 7. 指定管理者公募に関する事項

### (1) 指定管理者の公募手続き

#### ①募集要項の配布

ア) 配布期間 令和6年10月18日(金)から令和6年11月18日(月)まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ) 配布場所 串間市総合政策課(串間市役所庁舎2階)

※串間市公式サイトからダウンロードすることも可能です。

#### ②業務説明会(指定を受けようとする者は、説明会への参加が条件)

ア) 日 時 令和6年10月30日(水)午後1時30分から

イ) 場 所 串間市役所3階 大会議室

ウ) 参加人数 各団体等2名以内

エ) 申込方法 説明会参加申込書(様式第1号)、法人等の役員名簿(任意様式)に記入の上、令和6年10月29日(火)午後5時15分までに総合政策課に提出してください。(FAX、メール可)

※指定管理者の申請をする場合は、この説明会に出席することが条件です。

#### ③業務に関する質疑応答

ア) 受付期間 第1回 令和6年10月31日(木)～11月5日(火)まで

第2回 令和6年11月7日(木)～11月11日(月)まで

イ) 受付方法 質問書(様式第2号)に必要事項を記載した上で「問い合わせ先・連絡先」にメール又はFAXで送付してください。

ウ) 回答方法 質問事項を集約後、公平を期するため全ての説明会参加団体法人宛にメール又はFAXにて回答します。

(口頭及び電話での問い合わせには一切応じないものとします。)

## 8. 応募に必要な資格条件等

(1) 宮崎県内もしくは鹿児島県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

(2) 次の①から③までの項目でそれぞれひとつの要件を満たしている資格者を雇用、又は雇用することができる法人等

①運転者（道路運送法施行規則第 51 条の 16）

ア) 第 2 種免許所有者

イ) 第 1 種免許を所有しており、国土交通大臣が認定する講習を修了した者

②運行管理者（道路運送法施行規則第 51 条の 17）

ア) 運行管理者資格を所有する者

イ) 運行管理に関する 1 年以上の実務経験を有する者

ウ) 運行管理者基礎講習を修了した者

エ) 安全運転管理者資格を所有する者

③整備管理者（道路運送法施行規則第 51 条の 24、道路運送車両法第 50 条）

ア) 2 年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者

イ) 自動車整備士技能検定規則の規定による 1 級、2 級又は 3 級の自動車整備士技能検定に合格した者

ウ) 上記 2 項目のいずれかの条件を満たす者に整備に関する委託が可能な者

(3) 市が開催する業務説明会に参加した法人等

(4) 法人及びその役員、法人でない団体の構成員が次のいずれかに該当する場合は、申請者となることはできません。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②串間市において懲戒免職等の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から 2 年を経過しない者

⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

⑥串間市から指名停止処分を受けている者

⑦納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者

⑧串間市の公共料金等（使用料、負担金等）を滞納している者

⑨民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

⑩会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

⑪破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

⑬道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、同施行令（昭和 26 年政令第 250 号）及び同施行規則（昭和 26 年省令第 75 号）ほか道路運送関係法令に規定する要件を満たしていない者

⑭申間市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑮市長及び市議会議員本人が無限責任役員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び精算人でない法人等（市長が無限責任社員等で、市が資本金、基本金その他これに準ずるもので2分の1以上出資している法人及び外郭団体等は除く。）

（5）複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

①グループの代表となる法人等を定めてください。

②代表となる法人等以外のものは、グループの構成員として扱います。

③単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員になることもできません。

## 9. 申請の手續き

### （1）申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めるものとします。

①指定管理者指定申請書（様式第3号）

②事業計画書（様式第4号）

③収支計画書（様式第5号）

④申請資格を有していることを証する書類（グループ申請の場合は、構成員となる全ての法人等のものを含む。）

ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）

ウ 法人等概要書（様式第6号）

エ 活動実績を証明する書類

・ 法人の場合は、直近3事業年度における貸借対照表、損益計算書及び営業報告書

・ 法人以外の団体の場合は、直近3事業年度における収支決算書及び事業報告書

オ 誓約書（様式第7号）

カ 法人等の役員名簿（任意様式）

キ 国税、県税及び市税の納税証明書（未納がないことの証明）

ク 運行管理等の体制等を記載した書類（様式第8号）及び資格等を証する書類（資格証、証明書等の写し）

（2）グループ申請の場合は、上記書類に加え次の書類を提出してください。

①委任状（様式第9号）

②グループ協定書（出資比率、組織、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し（任意様式）

③グループの構成員を記載した書類（任意様式）

④代表者の印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

## 10. 申請書類の受付

### (1) 受付期間

令和6年10月18日（金）から令和6年11月18日（月）まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

### (2) 提出方法

「19. 問い合わせ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。

郵送の場合は、書留郵便で令和6年11月18日（月）午後5時15分までに必着となるように郵送してください。

### (3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

※副本については、コピーで可

## 11. 申請における留意事項

### (1) 失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ①申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ②申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合（ただし、申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が期限を定め、補正を認めることがあります。）
- ③申請書類提出後に事業内容を変更した場合
- ④複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦市が支払う委託料について、事業計画書において「6. 運行管理に関する経費等について」で示している上限を超える提示をした場合
- ⑧申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は指定管理者選定委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ⑨その他不正行為があったと市が認めた場合

### (2) 申請書類の取り扱い

#### ①著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

※ただし、市は、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な場合、その他市が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を使用できるものとします。

#### ②特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

#### ③記載内容の変更等の禁止



提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。(ただし、申請書類に軽微な不備があり、市が補正を認めた場合は除く。)

④返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後、申請者に返却します。なお、返却するのは原本のみです。

(3) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は指定管理者指定の申請辞退届(様式第10号)を提出してください。

(4) グループ申請の取り扱い

グループ申請の場合、代表となる法人等及び構成員の変更は認めないものとします。

(5) 申請にあたっての費用

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

12. 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会による審査

「串間市指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、申請者を対象に、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、申請書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、指定管理者候補者(及び次点者)を選定します。

(2) 開催期日

令和6年11月27日(水) 予定 ※調整後、関係者には改めて通知します。

(3) 審査項目

選定基準	審査項目	審査内容
施設の設置目的の確実な実施が見込まれること。	基本方針	串間市コミュニティバスの性格、設置目的、業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。
関係法令等を遵守した安全管理がなされていること。	関係法令等の遵守	①国土交通省による処分の状況 ②重大事故の発生の状況(過去3年間) (重大事故とは自動車事故報告規則(昭和26年省令第104号)第2条に規定する事故をいう。) ③事故等の処理体制
	計画性と事故等対応能力	①防犯・防災対策が計画され、示されているか。 ②事故処理能力、損害賠償能力は十分か。
	乗務員等の管理及び教育	①運行管理において、適切な責任者の確保及び対面点呼等、乗務員管理がなされているか。 ②乗務員等の勤務体制は適切か。 ③乗務員等の教育・訓練の実施計画はあるか。 ④休憩(又は仮眠)施設の設置状況。
	車両管理	①適切な保管場所(車庫又は駐車場所)は確保されているか。 ②整備点検計画及び管理体制は適切か。

	災害・事故等の緊急時対応	①災害・事故など、緊急時の連絡体制や市をはじめ関係機関への通報体制は整備されているか。
利用者の利便性を確保できること。	利用者への対応	①接客サービス向上についての訓練等が計画されているか。 ②高齢者・障害者等への配慮は十分か。
	情報提供及び苦情処理等	①利用者への情報提供の仕組み及び手法に工夫はあるか。 ②苦情（問い合わせ）等への対応、処理体制は十分か。
施設の効果的かつ効率的な管理運営を実現し、利用促進が図れること。	利用促進	①利用促進につながる多角的な取り組みの提案があるか。 ②接客以外の利用者サービスについて、何か工夫があるか。
可能な範囲で収益確保についての目標が掲げられていること。	収益拡大策	①利用料（運賃収入）以外に収益拡大の方策が提案されているか。
適切な収支計画の策定、経費縮減への取り組みを行うこと。	経済性	①委託料の提案額は妥当か。 ②収支計画の内容は適切か。 ③運行管理業務の効率化と経費節減の提示はあるか。 ④収入が経費を上回る場合の指定管理料の返還割合はどうか。
事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有すること。	組織の安定性	①法人等の経営理念や方針は指定管理者としてふさわしいか。 ②継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤を有しているか。 ③類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。
事業計画に沿った管理運営を安定して行う人的能力を有すること。	運行管理体制	①業務遂行に必要な体制や人員配置になっているか、また、人員確保の方法に実現性はあるか。 ②責任者や有資格者の配置、指揮系統は明確にされているか。 ③業務従事者の研修や業務指導に関する方針や計画は示されているか。
環境保全への取り組み	環境保全	①省エネルギーへの取り組みが示されているか。 ②地域環境保護への取り組みが示されているか。
個人情報の取り扱いを適切に行うこと。	個人情報保護	①個人情報を保護するための体制や研修などが確保されているか。 ②万一個人情報が流失した場合等の対応が検討されているか。

#### (4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における優秀者の選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者（及び次点者）を決定します。なお、指定管理者の候補者（及び次点者）の選定結果は、選定後速やかに申請のあった団体すべてに書面で通知するとともに公表します。

#### (5) 公表時期

令和6年12月上旬（予定）

#### (6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として決定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

なお、指定の議案は、令和6年3月議会に提案する予定です。

市議会の議決が得られなければ不合格となりますが、その場合、市は一切の賠償責任は負いません。

#### (7) 審査結果等の通知及び情報の公開

申請者の名称や申請書類等は申間市情報公開条例に基づく情報公開の対象となりますので、次により公開します。

##### ①申請者数

申請書類の受付期間終了後、申請者数について公開します。

##### ②申請者の名称・評価点数等

指定管理者候補者（及び次点者）の決定後、決定された団体等名称、採点結果（ただし、決定されなかった団体等名称は非表示）、施設名、指定の期間、選定基準、配点及び選定理由については公開します。

##### ③申請書類

指定管理者候補者として選定された申請者の申請書類の内容は、原則、公開します。ただし、個人情報に関する部分は、非公開とします。

### 13. 指定管理者との協定の締結

市は、既に市議会において成立している関係予算の範囲内で、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、指定期間中の包括的事項を定めた「基本協定」及び各年度の詳細事項を定めた「年度協定」を二段階に分けて協定を締結します。その際、指定管理者として指定された法人等（議決前の候補者を含む。以下同じ。）が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

上記事由のほか、指定管理者として指定された法人等の辞退等により、仮協定の締結に至らなかった場合は、次点者を指定管理者候補者として選定することができるものとします。

### 14. 事業の継続が困難となった場合における措置

#### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が申間市コミュニティバスの管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができるものとします。この場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

#### (2) 不可抗力による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、そ

の結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市は、その指定を取り消すことができます。

## 15. その他管理運営にあたっての留意事項

### (1) 業務の委託

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市の承認を得て委託することができます。

### (2) 協定締結前の取り扱い

指定管理者候補者又は指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定を行わない、又は締結をしないことがあります。

- ①「8. 応募に必要な資格条件等」の(1)から(4)に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- ②財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない認められるとき。
- ③社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 16. 業務の引き継ぎ

指定管理者として選定された者は、指定管理期間が終了した場合、管理運営業務のなかで取得、整理した情報・データ等について厳重に保管し、次期の指定管理者として選定された者に、その全てを速やかに引き継いでいただきます。

なお、引き継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体等が負うものとします。

## 17. スケジュール

(表中の年次は、⑫～⑭以外全て令和6年)

項 目	日 程
①公募の周知及び募集要項等の配布	10月18日(金)から11月18日(月)
②業務説明会	10月30日(水)
③第1回質問の受付期間	10月31日(木)から11月5日(月)
④第1回質問への回答	11月6日(水)
⑤第2回質問の受付期間	11月7日(木)から11月11日(月)
⑥第2回質問への回答	11月13日(水)
⑦申請書類の受付期間	10月18日(金)から11月18日(月)
⑧提案審査(プレゼンテーション)	11月27日(水)(予定)
⑨候補者の選定	11月27日(水)(予定)
⑩選定結果の通知及び公表	12月上旬
⑪仮協定の締結	12月上旬
⑫指定議案の市議会での審議・議決	令和7年3月上旬
⑬協定の締結	令和7年3月中旬
⑭業務開始	令和7年4月1日(火)

## 18. 添付資料・様式

- (1) 説明会参加申込書（様式第1号）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 指定管理者指定申請書（様式第3号）
- (4) 事業計画書（様式第4号）
- (5) 収支計画書（様式第5号）
- (6) 法人等概要書（様式第6号）
- (7) 誓約書（様式第7号）
- (8) 運行管理等の体制等を記載した書類（様式第8号）
- (9) 委任状（様式第9号）
- (10) 指定管理者指定の申請辞退届（様式第10号）

## 19. 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒888-8555

串間市大字西方5550番地

串間市総合政策課人口対策係

電話:0987-55-1153 FAX:0987-72-6727

電子メール:cpromo@city.kushima.lg.jp